

川崎市交通局寄附受領取扱要綱

平成27年1月13日

26川交庶第786号

(目的)

第1条 この要綱は、交通事業に対して一般市民等から寄せられる寄附の受領に関し、公正かつ適切に取り扱うため、必要な事項を定めるものとする。

(寄附申出書の提出)

第2条 寄附しようとする者は、交通局長（以下「局長」という。）に寄附申出書（第1号様式）を提出するものとする。

(受領の決定)

第3条 受領の決定は、川崎市交通局事務決裁規程（昭和55年3月28日交通局規程第1号）の定めるところによる。

(受領書の交付)

第4条 局長は、寄附を受領した場合は、受領書（第2号様式）を寄附者に交付するものとする。

(寄附金品の管理)

第5条 局長は、受領した寄附を適切に管理するため、寄附金品管理簿（第3号様式）を備えるものとする。

(寄附者への謝意)

第6条 寄附者への謝意については、市長名又は局長名の礼状をもって行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、寄附者には、同項の礼状に代えて感謝状を贈呈することができる。

(1) 1回に300,000円以上の寄附のとき。

(2) 数次にわたる寄附の総額が300,000円以上に達したとき。

(3) その他特に必要と認められるとき。

3 礼状は受領月の翌月に、感謝状はその都度贈呈するものとする。

(事務)

第7条 寄附の受領に関する事務は、原則として寄附金品等を使用又は管理する所属の所属長が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、寄附の受領に関し必要な事項は、局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年1月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

(第 1 号様式)

寄 附 申 出 書

(あて先)
川崎市長
川崎市交通局長

次のとおり寄附したいので申し出ます。

1 寄附者住所 (〒 —)

2 寄附者氏名
(ふりがな)

3 寄附の目的

4 寄附金品の名称、数量及び金額

名称		単価	数量	金額 (物品の場合は単価×数量)
物品				
金銭	御希望の用途 () ※御指定がない場合は川崎市交通局長が指定する 事業に使わせていただきます。			
合 計				

5 氏名等の公表の可否

該当するものにチェックしてください。同意いただいた項目については、ホームページ等にて掲載させていただく場合がございます。

- 氏名、寄附金品の公表に同意する。
- 氏名のみ公表に同意する。
- 寄附金品のみ公表に同意する。
- 公表に同意しない。

(第2号様式)

受領書

川交 第 号
年 月 日

_____様

川崎市 市長
川崎市交通局長

次のとおりありがたく受領いたしました。

- 1 寄附金品
- 2 数量・金額

なお、あなた様のお志に添い、有意義に活用させていただきます。

